

農業ITサービスにおけるデータの標準化、帰属・権利関係の整理

課題

- **ビッグデータが比較できない**
⇒ データ標準の取り組みが遅れている
- **帰属、権利関係がはっきりしない**
⇒ データは誰のものかが不明瞭

農業ITの事例

- ◆ **IT総合戦略本部が、農林水産省を始めとした関係省庁と連携・役割分担し、「世界に先がけて」、各種関連データの標準化/帰属・権利関係を整理、ガイドラインとして定義**

データの標準化を定義

※標準化ガイドライン・ロードマップ

- 農作業の名称（本格運用版）
- 農作物の名称（試行版）
- データ交換のインターフェース（試行版）
- 環境情報（生産環境に係る温度等）のデータ項目（本格運用版）
の**標準化ガイドラインを策定**

今後、（試行版）の（本格運用版）化を推進すると共に、

- 登録農薬に係る情報
 - 登録肥料等に係る情報
- の標準化を予定

※28年3月31日 IT総合戦略本部 新戦略推進専門調査会 農業分科会取りまとめ
※Web上で公開中

データの帰属を定義

※農業ITサービス標準利用規約ガイド

- 農家がサービスに入力し、蓄積したデータは、**農家のもの**
- サービス提供者は入力されたデータを**勝手に利用することはできない**
- 農家とサービス提供者の間で、入力データの利用目的や利用範囲等の**合意をすれば**、サービス提供者はデータを**利用することができる**

※28年3月31日 IT総合戦略本部 新戦略推進専門調査会 農業分科会取りまとめ
※Web上で公開中

ビッグデータ・AI活用型農業： 篤農家の匠の技の継承・活用



※遠隔農地（海外等）におけるビッグデータを活用した農業新ビジネスの創出

国内就農者（新規就農者含む）の技能向上（大規模化にも対応）

※農業の競争力強化

※篤農家（農家）の匠の技のデータの帰属、権利関係が曖昧のため、ノウハウの流出リスクが存在

AI、IoTの推進を踏まえ、他分野に先駆けて平成28年春にガイドラインを策定。今後引き続き拡充。